令和８年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】　令和８年６月２日（火）
【開会】　１４時００分
【閉会】　１４時４２分
【場所】　川崎市役所本庁舎復元棟２階　２０１・２０２会議室

【出席委員】

教育長　落合　隆
委　員　森川　多供子
委　員　坂口　緑
委　員　西井　孝明
委　員　川邊　知美

【欠席委員】

教育長職務代理者　芳川　玲子

【出席職員】

教育政策室長　山井　康明
地域教育推進室長　二瓶　裕児
教育環境整備推進室長　大村　誠
職員部長　宮川　匡之
健康給食推進室長　神谷　佳秀
生涯学習部長　加島　晃
総合教育センター所長　大野　恵美
庶務課長　田中　誠志
庶務課担当課長　森　達也
教育政策室担当課長　山口　弘
教職員人事課担当課長　平山　和生
教職員人事課担当係長　堤　大樹
教職員人事課長　武田　充功
教職員人事課担当係長　武石　憲明
教職員人事課担当係長　齋藤　遼平
学校教育部支援教育担当部長　植村　裕之
支援教育課担当課長　盛光　秀之
支援教育課指導主事　松尾　貴子
庶務課担当係長　関橋　正貴
庶務課職員　佐藤　秀行

【署名人】

委　員　西井　孝明
委　員　坂口　緑

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

（１４時００分　開会）

１　開会宣言

【落合教育長】

時間になりましたので、定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は芳川教育長職務代理者が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である４名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１４条第３項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

２　開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、１４時００分から１４時５０分までといたします。

３　会議録の承認

【落合教育長】

４月の定例会の会議録を、事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

＜承認＞

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

４　傍聴　（傍聴者　０名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第１３条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

それでは、そのように決定いたします。

５　署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第１５条の規定により、本職から指名いたします。

西井委員と坂口委員にお願いいたします。

６　報告事項

報告事項Ｎｏ．１　令和８年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況（速報値）について

【落合教育長】

それでは、まず、報告事項に入ります。

報告事項Ｎｏ．1「令和８年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況（速報値）について」の説明を、教職員人事課担当課長からお願いいたします。

【平山教職員人事課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

ファイルナンバー０１、報告事項Ｎｏ．１のファイルを御覧ください。

令和８年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について報告させていただきます。

受験区分別の応募人数と応募倍率ですが、速報値で、小学校は、２９５人で、１．５倍、中学校・高等学校は、小計４０９人で、２．３倍、高等学校（情報）は、３人で、１．２倍、工業は、３人で、１．２倍、商業は、７人で、２．８倍、特別支援学校は、４３人で、１．９倍、養護教諭は、１０３人で、１０．３倍、栄養教諭は、６０人で、８．０倍となりました。令和９年度採用予定者の応募人数の合計は、９２３人となりました。また、応募倍率は、前年度比０．１ポイント増の２．２倍となりました。

２ページを御覧ください。

令和１０年度採用予定の大学３年次在籍者推薦につきましては、小学校は３４人で０．７倍、社会・保健体育・英語を除く中学校・高等学校につきましては１６人で１．１倍、英語は５人で０．３倍となりました。令和１０年度採用予定者の応募人数の合計は５５人で、応募倍率は０．７倍となりました。

総計につきましては、応募人数が９７８人で、応募倍率は、前年度比０．１ポイント減の１．９倍となりました。

今年度の日程ですが、第１次試験は、７月５日（日）に実施いたします。市内２会場に、愛知会場、兵庫会場、宮城会場を加えた合計５会場で実施いたします。第２次試験は、実技試験を８月４日（火）に、面接試験を８月６日（木）から８月２１日（金）まで行います。合格発表を９月１７日（木）に予定しております。

報告は以上となります。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。
速報値ではございますが、令和９年度採用予定者の応募人数、令和１０年度採用予定者に係る大学３年次在籍者推薦の応募状況についての御説明でしたが、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。
坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】
ありがとうございました。
大学３年次在籍者の推薦についてお伺いします。こちらの倍率はちょっと低くなっているんですけれども、内定した方の、例えば辞退が多いとか、そういった傾向が見られるかどうかというのをお聞かせください。

【平山教職員人事課担当課長】
こちらは令和５年度から実施したものでございますが、令和５年度に実施した合格者３２名が令和７年の４月１日より勤務をし始めました。３２名全員採用されております。それから、令和６年度に実施をした合格者５３名ですけれども、今年の４月１日から学校のほうに勤務しておりまして、３名辞退がありました。理由といたしましては、１名が精神的な御病気ということで辞退をされたのと、申し訳ございません、残り２名につきましては状況を直ちに確認できませんが、３名の辞退がありました。

【坂口委員】
ありがとうございます。
これからもう少し定着するかどうか見ていく必要があると思うんですが、でも今、御説明があったとおり、多くの方がそのまま御勤務なさっていると聞いて安心しました。
もう１点、地方会場について伺います。こちらも最近の取組だと思うんですけれども、愛知会場、兵庫会場、宮城会場での実施について効果や手応えがあるか教えてください。

【平山教職員人事課担当課長】
ありがとうございました。はい。先ほどの２名は延期者でした。大学院に進学するために延期をしているのが２名で、実際の辞退は１名ということになっております。大変失礼いたしました。
それから、地方会場なんですけれども、今年度は、地方で開催した採用試験説明会の参加者が大幅に減少しております。昨年に比べても大分少なくなっております。逆に、オンラインで開催した採用試験説明会、こちらの参加人数が昨年に比べて増えているという状況になっておりまして、地方会場での対面による説明会よりも、オンライン説明会の需要が高い傾向が見られますので、地方会場については、今後検討が必要だというふうに考えております。
それから、地方会場での採用試験説明会に参加した方のうち、実際に今年度申し込んでいただいた方の割合は５４．５５％という数字が出ておりまして、地方会場での説明会に参加した方のうちの半数ちょっとは、実際に採用試験のほうに申し込んでいるということでございますが、こちらの数値に関しましても、まだまだ検討の余地があるなというふうに、採用担当のほうでは考

えているところでございます。

【落合教育長】
よろしいでしょうか。

【坂口委員】
一部の自治体では、教員採用試験の共通試験を利用していると思うんですけれども、川崎市は独自試験というのをずっと行ってきていると思います。今後、その御予定かどうかということを教えてください。

【平山教職員人事課担当課長】
ありがとうございます。
例年、数回ですね、神奈川県、それから横浜市、相模原市、それから川崎市と、神奈川県内の自治体で、その件につきまして検討を重ねているところです。やはり、共通問題にすることは、今のところほかの自治体の様子なんかを見ながら、慎重に検討を重ねているところです。

【坂口委員】
分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】
そのほか、いかがでしょうか。
西井委員。

【西井委員】
御説明ありがとうございます。
全体をざっと見ると、今年度は採用についても、ここ数年どおり、ぎりぎりの状態になるのかなというふうに認識しましたけれども、少し気になりましたのは、小学校の応募者数が、前年度と比べて１割余り減っているということと、それから、先ほど坂口先生のお話の、大学３年次在籍者推薦の応募者も少し減っているという、これはどういうふうに見ておられるかというのを、今の、人事の方の認識を教えてもらえますか。

【平山教職員人事課担当課長】
はい。小学校が減っているのは、我々採用担当のほうでも非常に残念に思いながら、気にしているところでございまして、私ども大学のほうの説明会に回ることがいろいろあるんですけれども、そちらのほうで感じるのは、地元を受ける学生さんが非常に多く、また併願が減ったということも、こちらの小学校については、減った要因の一つではあるかなというふうには思っております。
あと３年生の推薦のほうも応募者が減っているということですけれども、こちらも、１６人、去年に比べて減っている状況でございまして、説明会等でアピールしているんですけれども、なかなか伸び悩んでいるといいますか、昨年に比べて減ってしまったのを、何が要因なのか、次年

度に向けて考えているところでございます。

【落合教育長】
西井委員、どうぞ。

【西井委員】
もし、事務方のほうでもはっきりした要因がつかめていないということでしたら、年次の非常に近い採用された先生、つまり、今年、先生になられた方、あるいは昨年になられた先生とか、そういう方々に少しこの傾向をお話しされて、どういうことが考えられますかというのを、事務方としてはこう考えているというのを聞いてみるのがいいんじゃないかなと思うんですね。どうしたらいいと思いますかという辺りまで、やっぱりしっかりと対応してみてね。それでそういう方々の意見を反映するというのが、いいんじゃないかなというふうに思います。御検討ください。

【落合教育長】
要因分析をちゃんとしないと、対策が打てないという辺りで。

【平山教職員人事課担当課長】
はい。今、大学３年生のほうの話が出たんですけれども、実はアンケートの用意をしておりまして、なぜ川崎を選んだのかとか、あとは逆に、説明会とかに参加した方で、参加したのに推薦で選ばれなかったというのを、アンケート調査をしようと思って、今、準備を頑張っているところでございまして、西井委員のおっしゃるとおり、やはり分析をしていき、傾向を調べてみたいなというふうに考えているところです。

【落合教育長】
よろしくお願いします。
ほかにいかがでしょうか。
森川委員、どうぞ。

【森川委員】
御説明ありがとうございます。
倍率、やっぱり低いなというのが実感です。ただ人がそろえばいいのかという問題だけでもないように、現場を見ていて思います。ある程度、採用基準に、過去に比べて足りないなという方が、それでも伸び代を信じて雇うんであれば、それなりの研修体制を整えていかないと、現場が余計に苦しくなっていくんじゃないかと思っております。それは今後の話になると思うんですけども。ただ、川崎市は受かりやすいよという話が広がってしまうのは、非常に、押さえみたいな扱い、現にそういうふうに言い放つ人もいるので、そこはぜひとも避けていただきたい。それよりは、川崎の未来の子どもを育てるための先生というところを意識して、採用していただきたいと切に願います。
先ほど、アンケートのお話があったんですけど、最近聞いた事例ですが、自治体のホームページを比較し、掲載されていた文言にひかれて川崎市を受験した方がいたとのことです。その方は

養護教諭として合格されたと伺いました。なので、私、ホームページも侮れないなと実感したという、これは報告です。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

若者が見るというね、そういったものを使うというのも、一つの手かと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

とにかく、第１次試験が７月５日ですね。それに向けてしっかりと準備をしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

では、報告事項Ｎｏ．１は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．２　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見聴取について）

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．２「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課長からお願いします。

【田中庶務課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項Ｎｏ．２「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」、御説明申し上げます。

ファイルナンバー０２の１、報告事項Ｎｏ．２の１ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第４条第１項第２号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第２項の規定に基づき、御報告するものでございます。

１の（１）件名は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見聴取についてでございまして、（２）内容は、記載のとおりでございます。

２の専決を行った日でございますが、令和８年５月１９日でございます。

２ページを御覧ください。

令和８年第２回市議会定例会に提出を予定する議案について、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、３ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

それでは、専決した事項、議案第９２号及び議案第９３号につきましては、本年４月の定例会で、川崎市市民館条例及び川崎市立図書館条例の一部改正の方針について議決いただいておりますが、条例案としてファイルナンバー０２の２及び０２の３のとおりとなりました。こちらにつ

きましては、本日は説明を割愛させていただきます。
説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。
令和８年第２回市議会定例会提出予定議案について、異議のない旨の意見を提出したということの報告ですが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。
特によろしいでしょうか。
ありがとうございます。
それでは、報告事項Ｎｏ．２は終了といたします。

７　議事事項

議案第６号　令和９年度教職員人事異動方針について

【落合教育長】
続いて、議事事項に入ります。
議案第６号「令和９年度教職員人事異動方針について」の説明を、教職員人事課長からお願いします。

【武田教職員人事課長】
議案第６号「令和９年度教職員人事異動方針について」、御説明いたしますので、ファイルナンバー０３の１、議案第６号を御覧ください。
本議案は､令和９年度の人事異動を適正に推進するために基本方針を定めるものでございます。
議案書の２ページを御覧ください。
内容でございますが、人事異動に当たりましては、時代の変化に適応し、多様化・複雑化していく諸課題に柔軟に対応するとともに、学校の適正な運営を確保し、教育本来の目的を達成するため、（１）として、学校の教育力の強化に向け、全市的かつ全校種的な視野に立ち、各学校運営の活性化を図るとともに、教職員の資質の向上に資する人事異動を徹底すること。
（２）として、教職員の人材育成・能力開発や「かわさき教育プラン」の施策推進の視点から、適材を適所に配置すること。
（３）として、地域との連携や地域に開かれた特色ある学校づくりを推進し、教職員の意欲を一層引き出す人事制度の定着を図ることを方針とするものでございます。
なお、ファイルナンバー０３の２、議案第６号資料は、令和７年度実施の人事異動における具体的な手続等を定めた人事異動実施要領や各種公募の実施要領等をまとめたものでございます。令和８年度実施分につきましては、人事異動方針の制定後に、事務局において作成してまいります。
議案第６号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。
ただいま、人事異動方針について御説明いただきましたが、御意見、御質問よろしくお願いいたします。
西井委員、どうぞ。

【西井委員】
ありがとうございました。
２点ありまして、１点は公募、これは昨年もお聞きしたかもしれませんけど、小学校、中学校合わせて１７校、去年、今年に向けて公募されて、対象者が出ているということです。それぞれ新しい学校の運営の方針に沿って、それに即して、適材適所というか、そういう配置にされていると思いますけども、それぞれ、公募を受けられて配置転換された、いろいろ公募が成就した先生方とのコミュニケーションですね。思ったとおりにいっているのか、あるいは、実際、学校のポリシーに則って、自分が公募した、あるいはそれに対して、実力というか、そういう能力を発揮できているのかという辺りについて、レビューをぜひしていただきたいなというふうにお願いしますので、もし分かっていれば、口頭でも結構ですし、教えていただければと思います。これが１点目です。

【武田教職員人事課長】
ありがとうございます。
昨年度もそのような御意見をいただきまして、今年度、基本的には今、学校長のヒアリングの際に、年３回行われるヒアリングの中で状況を伺っているんですけれども、直接お話を伺ったほうがいいんじゃないかという御意見も、昨年度いただいているところがございまして、今年度は、今回、人事異動方針を、２か月早めてこちらにかけておりますので、今回設定した後に、要領・要項等を作成する前に、お話は、アンケート等を通じて、把握したいと思っております。今、当課のほうでちょっと確認した部分でいいますと、専科で行かれた方なんですけれども、例えば、数学の方で、中学校から小学校に行かれて、今、中学校に戻られている方なんですけど、その方については、異動して、中学校に戻ってきて、教務主任等になっていただいて業務に追われていて、４年間のブランクはあるんだけれども、やはり広い視点が持てているというところもあるので、今後の経験を踏まえて、来年以降については本格的なことがやれるんじゃないかなというような意見ですとか、あるいは、今年、中学校から小学校に社会科の専科で行かれた方については、６年生を担当していただいていて、意欲が高く、この子たちが中１になったらどう育っていくのかという課題感を持ちながら授業に当たっていただいていて、学校としても大変助かっているとの声や、あるいは、数学で中学校から今年小学校のほうに入られた方についても、一言で言うと、大変意欲的に働いていただいているということで、やはり６年生を担当されていて、最初は子どもの、小学生の実態を把握していただくという部分を２か月ぐらいやっていたようなんですけれども、その後は、やはり中学生よりも、その学校の場合、小学生のほうが反応がいいみたいなんですね、お子さんの。そういったこともあって、すごくやりがいを感じて働いているというような、そういった例については聞き取っております。
以上でございます。

【西井委員】
ぜひ。ありがとうございました。ぜひ継続していただければと思います。今のお話の中で、中学校から小学校に行かれた方というのは、たしか、中学校に戻ったときには、小中９年間の教育をつなげて成果を高めていくということで、ここでも貢献するということで、そういう目的があるというところの趣旨に書いてあるかと思うんですね。まさにすごく大事なことで、特に専科で行かれる方、先生だと思います。担任は持たれていないと思いますけど、やはりそういういわゆる専科の立場で、小学校のその科目だけではなくて、いわゆる総合的な学習をする学級担任等、横で見ている人がいるというのは非常に大事だというふうに思いますので、ぜひお話をいただければと思います。ありがとうございます。
２点目、よろしいですか。２点目は、ちょっとこれどこに書いてあるか、ちょっと今、表が多いので分からなくなっちゃったんですけど。応募ではなくて、定期異動に関して、スケジュールについて聞きたいんですね。校長が教育委員会に来年度の異動の考え方みたいなものを提出されて、その後に、個人面談が２回、１１月と１月に行われることになっているんですよ。ちょっとそれを拝見してみて、個人の方のキャリアについて、来年度のキャリアについての面談が、校長先生が教育委員会に書類を提出された後に行われるというのは、もしその面談があったときに、校長先生のお考えと、それから御本人の考え方が少し食い違ったときがあるんじゃないかなと思うんですね。１年に２回の面談ですから。そういう場合はどういうふうに修正されるのか、あるいは修正されないのか。この辺りについてちょっと実態を教えていただきたいかなと思いました。

【武田教職員人事課長】
現状におきまして、委員のおっしゃるとおり１１月と１月にヒアリングを行っているということで、５月と合わせて年間３回、丁寧にやって、都市によっては２回しかやらないところも、全然少ないところもあるんですけども、その意味で言うと、ぎりぎりまでヒアリングしていく中で、学校の様子ですとか先生方の様子など伺う機会がございますので、その中で必要な情報なり、吸収する形で対応しているのかなというふうに。

【西井委員】
ありがとうございます。
ただ、校長先生から教育委員会に書類が出されるのが９月何日とかと書いてあるんです。

【武田教職員人事課長】
おおむねその時期だと思います。

【西井委員】
そこはもし９月に出したものと１１月の面談と１月の面談も、ちょっと方向性が違うねみたいなことで、それを差し戻してもらったりとか、そういうことはできるようになっているんですか。

【落合教育長】
自己申告書の件ですかね。

【宮川職員部長】
手続をちょっと簡単に申し上げますと、８月の下旬に異動の申告書を学校に配っています。学校長は、その異動の自己申告書を１０月の中旬に、我々に、教育委員会事務局に出すようになっています。その間に異動の対象者、あるいは異動年限が来ていなくても異動したいという方はそれを書いて､校長は一人ひとりヒアリングした上で１０月の中旬に提出します｡そして１１月に、その後、意向確認も含めながら、来年度の構想について人事課の担当課長と校長先生が面談するということで｡基本的にはそごが生じるということはないんですけど､ただ､校長先生の意向と、やはり御本人の意向が違う場合は、やはり、もうちょっと学校長、どっちでもいいんですけど、学校長は異動したほうがいいんじゃないか、いや、本人は残りたい、逆のパターンもあるんですけど、やっぱりそのときには、しっかりと意向をすり合わせてくださいというところで、また１月までの間とかに随時すり合わせた中で調整していくというのが基本的な流れになっておりますので。そういうそごがあるというようなところがないように、そこが一番モチベーションが下がっちゃう要因になってしまうので、やはり今の時代、そういうところがありますので、そういうところを配慮しているというふうに御理解いただけるとありがたいかなと思います。

【落合教育長】
西井委員。

【西井委員】
今、非常に丁寧にやっていらっしゃっているというのをお聞きして安心いたしましたけども、大体いつも３月ぐらいになると、異動のキャンセルとかアンマッチによる、少し、こうやり直しみたいなところも、ここのところあるものですから、どうしているのかなというふうに思っていましたけど、非常に丁寧にやっていらっしゃっていることが分かって、いいと思います。ありがとうございます。

【落合教育長】
引き続き丁寧にやっていくということで、お願いいたします。
ほかの点、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
ここで人事異動方針が報告されましたので、これが通れば、一つずつ細かい要項を具体化していくということでよろしいですかね。

【武田教職員人事課長】
はい、そのとおりでございます。なので今日の意見なんかも踏まえながら、改めて事務手続等も含めて点検して、反映する形で進めていきたいと思っています。

【落合教育長】
それでは、この議案第６号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
ありがとうございます。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議案第７号　令和９年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について

【落合教育長】
次に、議案第７号「令和９年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」の説明を、支援教育課担当課長からお願いします。

【盛光支援教育課担当課長】
では、よろしくお願いいたします。
それでは、議案第７号の「令和９年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱」について御説明させていただきます。
本要綱は、市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の志願資格、募集地域、募集人数等について定めたものでございます。
初めに、概要を御説明いたしますので、ファイルナンバー０４の２、議案第７号資料のファイルを開き、令和９年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜（概要）を御覧ください。
初めに、１、基本的な考え方でございますが、志願資格に該当する障害のある幼児及び生徒を可能な限り全て受け入れるとともに、自宅に近い特別支援学校に受け入れられるようにすることとしております。
次に、２、入学者選抜要綱の概要について御説明いたします。志願資格につきましては、知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門、訪問教育部門、聴覚障害教育部門のそれぞれの教育部門について、障害の程度や状況に応じて、表に記載のとおりとしています。また、中央支援学校高等部分教室につきましては、企業就労を含め、自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力等を育てることを目標とした教育を実施しており、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部の志願資格とは異なっております。
募集地域につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部知的障害教育部門において、一つの学校に志願者が集中しないよう、指定地域と調整地域を定めております。指定地域と調整地域とは「指定地域」からの志願を原則としております。ただ、「指定地域」の志願者が募集人数に満たない場合、「調整地域」から志願することができることになっております。そのほかの教育部門につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。
志願相談につきましては、志願資格等を確認するために、志願を予定している特別支援学校で必ず受けることとしております。
選抜方法につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部の知的障害教育部門に

おいて、志願者が募集人数を上回った場合、選抜日に抽せんを実施し、合格者を決定することとしております。そのほかの教育部門につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

後期選抜につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部、中央支援学校高等部分教室の知的障害教育部門において、前期選抜の合格者決定後、募集人数に空きのある学校のみが実施をいたします。また、志願資格につきましては、前期選抜を受検した者のうち入学が決まらなかった者としております。募集地域につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

また、後期選抜において、入学先が決まらなかった者につきましては、県立特別支援学校が実施する二次募集に志願することが可能となっております。

なお、２ページ目には、「川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜の流れ」を添付しておりますので、志願相談期間や選抜日等について、併せて御確認ください。

続いて、議案について御説明いたします。ファイルナンバー０４の１、議案第７号のファイルを御覧ください。

ただいま概要を御説明いたしました令和９年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱でございます。本要綱に基づき、令和９年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜を行ってまいります。教育委員会会議での議決後に、市ホームページ等で周知してまいります。

なお、募集人数につきましては、特別支援学校と志願者の状況を勘案して、教育長が別に定めることとしており、前期選抜においては令和８年１１月以降に、後期選抜においては前期選抜の合格通知発送日以降に公表する予定となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

特別支援学校高等部、そして、聾学校幼稚部の入学者選抜の基本的な考え方、それから志願資格、募集地域についての御説明でしたが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

私の理解が追いついていないので教えていただきたいのですけれども、基本的には志願する、障害のある幼児及び生徒はできる限り受け入れるという方針で行う、それでも試験をする必要がある、なぜなら、定員があるからという理解でよろしいでしょうか。

【盛光支援教育課担当課長】

そのとおりでございます。基本的には志願相談の中で、本当にその学校に適しているのかというのを学校としっかり相談していく過程を経ることになっていますので、募集人数よりもすごく上回るみたいなことが起こらないように、学校側と特別支援学校側でしっかり丁寧に行っていくという流れになっております。

【坂口委員】
ありがとうございます。
中央支援学校高等部を見学に行かせていただいたかと思うんですけど、違いましたっけ。ですよね。中央支援ですよね。希望する生徒さんが増えていると、しかも、背景が多様であるということを伺ってきました。児童生徒さんに関しては、恐らく、きちんと受け入れるスペースというのを確保して、入学式を迎えていらっしゃると思うんですが、同時に印象的だったのが、教職員の控室がすごいいっぱいいっぱいで、職員室ですかね。非常に大変そうに見えたんですけれども、この辺りは入学者選抜とはちょっと関係ないですが、どんな御予定になっているのかを確認させてください。

【盛光支援教育課担当課長】
そこに関しては、以前より職員室の環境が大変悪いということで、いろんな方にも視察していただいて、状況を確認していただいているところでございます。今後につきましては、そういったことも含めて、環境整備を進めていきたいと考えております。

【坂口委員】
ぜひお願いします。

【落合教育長】
よりよい教育のためには働く環境も整えないと、いい教育にはつながらないという辺りは、我々も感じているところでございますので。

【森川委員】
ありがとうございます。
私もちょっと理解ができていないので教えていただきたいんですけど、療育手帳Ｂ２を取得できる程度の者というのは、やはりＡ２に近かったりとか、あと他害があったりとか、そういうことは、そもそも、支援学校の高等部に行くということは、他害があったり、脱走があったりとか、Ａ２に近かったりということは、もう選抜からそこも外れるという認識で、そこはもうその前段階の義務教育の段階で教えていくというか、指導していくものであって、高等支援というのはそこを、就労を目指すというのは、そこはそもそも入らないという理解でよろしいですか。

【盛光支援教育課担当課長】
御質問ありがとうございます。
中央支援学校の分教室のほうは、本当に就労を目指すお子さんの教育課程をつくっておりますので、すぐに企業就労のための実習等が始まります。そういったお子さんの学びの場のところに、今、委員のほうからお話があったＡ２のお子さんであるとか他害のあるお子さんは、やはり適さないのではないかというふうに考えておりまして、やはり、そういった手厚い支援が必要なお子さんたちは、田島支援学校や中央支援学校の本校のほうに相談していただいて、適切な学びの場を決定していくというプロセスを踏んでいくように、こちらとしては考えております。

【森川委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
ほかはいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、議案第７号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
ありがとうございます。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

８　閉会宣言

【落合教育長】
それでは、以上をもちまして本日の定例会は終了といたします。

（１４時４２分　閉会）